

様式 3 (審査基準)

<p>法令名</p>	<p>学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号)</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第 4 条第 1 項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>高等学校の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く高等学校の設置並びに高等学校の通信制の課程に置く学科の設置及び学則の変更 (広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。) に係る認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 私立高等学校の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く私立高等学校の設置並びに私立高等学校の通信制の課程に置く学科の設置及び学則の変更 (広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。) に係る認可については、高等学校通信教育規程 (昭和 37 年文部省令第 32 号。以下「通信教育規程」という。) その他の関係法令のほか、この基準によって審査する。</p> <p>(2) 通信制の課程を置く私立高等学校の設置者は、通信制の課程における教育がこの審査基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>2 定義</p> <p>(1) この審査基準において「独立校」とは、通信制の課程のみを置く実施校をいう。</p> <p>(2) この審査基準において「通信教育」とは、高等学校の通信制の課程で行う教育をいう。</p> <p>(3) この審査基準において「実施校」とは、通信制の課程を置く高等学校のうち、香川県知事を所轄庁とするものをいう。</p> <p>(4) この審査基準において「協力校」とは、通信教育規程第 3 条の規定に基づき実施校の行う通信教育について協力する高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) をいう。</p> <p>(5) この審査基準において「技能教育施設」とは、学校教育法第 55 条第 1 項に規定する技能教育のための施設であって、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものをいう。</p> <p>(6) この審査基準において「面接指導実施施設」とは、通信教育を行う区域内において通信教育規程第 11 条の規定に基づき実施校の面接指導及び試験を行うための施設をいう。</p> <p>(7) この審査基準において「設置者」とは、実施校の設置者をいう。</p>

3 名称

- (1) 独立校の名称は、当該独立校の目的に照らし、高等学校の名称としてふさわしいものであること。
- (2) 独立校の名称は、既設校の名称とまぎらわしくないものであること。
- (3) 通信制の課程に置く学科及び当該学科に置くコース等の名称は、全日制の課程と混同されるおそれがあるなど、通信制の課程で行われる教育の方法及び内容について誤解を与える名称でないものであること。
- (4) 面接指導実施施設の名称は、当該面接指導実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称でないものであること。

4 立地条件

実施校、協力校及び面接指導実施施設の位置は、教育上適切な環境にあること。

5 通信教育の方法

- (1) 通信制の課程に係る教育課程は、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）に基づき編成及び実施するものとする。
- (2) 通信教育は、通信教育規程第 2 条第 1 項に規定する添削指導、面接指導及び試験の方法により行うこと。
- (3) 前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて通信教育を行う場合は、通信教育規程第 2 条第 2 項及び高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）に基づき行うこと。
- (4) 面接指導及び試験は、実施校、協力校又は面接指導実施施設において行うこと。
- (5) 添削指導、面接指導及び試験は、実施校の教員が直接行うこと。
- (6) 同時に面接指導を受ける生徒は、40 人以下とする。ただし、生徒の履修科目の選択の結果によって教室の確保が困難な場合など 40 人を超えることについてやむを得ない事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (7) 教育課程の編成及び実施、生徒指導、進路指導その他の高等学校としての教育活動は、実施校が自らの責任において行うこと。

6 通信教育を行う区域

- (1) 通信教育を行う区域は、主に受入れの対象として想定している生徒の当該区域における就学状況等からみて、生徒確保の見込みがあるものでなければならない。
- (2) 通信教育を行う区域が、他の都道府県に及ぶ場合には、当該都道

府県及び当該都道府県教育委員会の意向を考慮するものとする。

- (3) 通信教育を行う区域は、実施校、協力校又は面接指導実施施設への通学に支障のない範囲で定めなければならない。

7 通信教育を行う施設

- (1) 設置者が、当該実施校の行う通信教育について、協力校を設ける場合は、実施校の行う通信教育を受ける生徒の通学に係る負担の軽減又は通信制の課程における教育効果の向上を図るなどの相当の理由がなければならない。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下、この項において同じ。）であるときは、設置者は、生徒の修学に支障を来すことのないよう、当該高等学校の設置者と十分に連携するとともに、あらかじめ当該高等学校の設置者から、文書による同意を得なければならない。この場合において、当該文書には、教職員、施設、設備その他協力を受ける内容を具体的に記載するものとする。
- (2) 実施校が、当該実施校の行う通信教育について、面接指導実施施設を設ける場合は、生徒の通学可能区域に実施校が所在しておらず、かつ、協力校を設けることができない等の特別な事情がある場合で、教育上及び安全上支障がないときでなければならない。この場合において、当該面接指導実施施設が他の設置者が設置するものであるときは、設置者は、生徒の修学に支障を来すことのないよう、当該面接指導実施施設の設置者と十分に連携するとともに、あらかじめ当該面接指導実施施設の設置者から、文書による同意を得なければならない。この場合において、当該文書には、当該面接指導実施施設において行う面接指導及び試験の内容並びに使用する施設及び設備の範囲その他当該面接指導実施施設において行う教育に係る内容を具体的に記載するものとする。
- (3) 面接指導実施施設は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。
- ① 通信教育を行う区域内に所在するものであること。
 - ② 大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校、技能教育施設又は少年院であること。ただし、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がないことが認められる場合は、公の施設等の運動場及び体育館を使用することができる。
 - ③ 実施校の通信教育を行うことができる施設及び設備が提供されること。
- (4) 協力校及び面接指導実施施設の名称及び所在地は、実施校の学則に記載するとともに、これらの事項を変更しようとするときは、広

域の通信制の課程については当該事項に係る学則変更の認可を受け、広域以外の通信制の課程についてはその旨をあらかじめ届け出なければならない。

8 収容定員

実施校の通信制の課程の収容定員は、240人以上とする。ただし、面接指導等において少人数指導を行う場合に収容定員の調整が必要となる場合など通信制の課程における教育効果をより高めるなどの特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

9 教諭の数等

- (1) 実施校における通信制の課程に関する校務のみを整理する教頭の数、1人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、命を受けて通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれ、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- (2) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、実施校の通信制の課程に係る教育課程で実施される各教科・科目の指導や、生徒指導、進路指導等の校務分掌の実施等、学校運営全般にわたって教育上支障がないものとする。
- (3) 前項の教諭について、助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）をもってこれに代えることができる場合は、教諭を採用することができない特別の事由があり、かつ、教育上支障がない場合に限るものとする。ただし、前項で定める実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数の最低基準（5人）を上回る部分の講師については、常時勤務としないことができる。
- (4) 実施校における教員等は、他の学校の教員等と兼ねることができない。ただし、中学校及び高等学校間等の学校間の連携を推進する場合など教育上必要と認められる場合であり、かつ、各学校の運営及び教育を行う上で支障のない場合は、この限りでない。
- (5) 前項の規定にかかわらず、独立校の校長は、他の学校の教員等と兼ねることができない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ① 当該独立校の設置者の設置する他の学校の教員等と兼ねる場合であって、各学校が同一の敷地内又は隣接地に所在しているとき
 - ② 学校間の連携を推進する場合など教育上必要と認められる場合
 - ③ 各学校の運営及び教育を行う上で支障のない場合
- (6) 実施校には、学校図書館法の定めるところにより、司書教諭を置かなければならない。

10 事務職員の数

実施校には、生徒数に応じ、学校の管理運営上支障がない数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

11 施設及び設備の一般的基準

実施校、協力校及び面接指導実施施設の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

12 校舎の面積

独立校の校舎の面積は、1,200 平方メートル以上とする。ただし、13(4)の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は立地条件及び周囲の環境により整備が困難であるなどやむを得ない特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

13 校舎に備えるべき施設

(1) 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- ① 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- ② 図書室、保健室
- ③ 職員室

(2) 前項に掲げる施設のほか、教育課程の実施上の必要に応じて、専門教育を施すための施設（第1項第1号で規定する特別教室以外の実習教室等をいう。）を備えるものとする。

(3) 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第1項第1号及び第2号に掲げる施設について、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる場合は、教育上及び安全上支障がない場合に限るものとする。

(4) 独立校における第1項第1号及び第2号に掲げる施設について、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる場合は、教育上及び安全上支障がない場合に限るものとする。

(5) 協力校及び面接指導実施施設には、当該協力校及び面接指導実施施設において行う教育の内容等に応じて、第1項及び第2項に掲げる施設を備えなければならない。

14 校具及び教具

実施校、協力校及び面接指導実施施設（以下、この項において「実施校等」という。）には、学科の種類、生徒数及び実施校等において行う

	<p>教育の内容等に応じて、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</p> <p>15 入学志願者等への周知等</p> <p>(1) 設置者は、生徒募集にあたり、入学志願者及びその保護者に対して、実施校の通信教育の内容及び方法（協力校及び面接指導実施施設を設ける場合又は技能教育施設と連携する場合は、それらの施設における教育の内容等を含む。）を正確に理解させるよう努めなければならない。また、実施校の通信制の課程に係る生徒募集要項その他これに類するものには、生徒募集を行う課程が通信制の課程である旨を明記するものとし、実施校の通信教育の内容及び方法について誤認のおそれのある表示を行ってはならない。</p> <p>(2) 設置者は、高等学校の通信制の課程に在学する生徒に対し学習面や生活面での支援を行う民間施設との間で、当該民間施設が高等学校であるとの誤解を招くような連携を行ってはならない。</p> <p>16 審査の特例</p> <p>私立高等学校の通信制の課程に係る学則の変更（広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。）の認可並びに文部科学大臣又は他の都道府県知事が所管する学校法人が行う香川県知事所轄の私立高等学校の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く私立高等学校の設置及び私立高等学校の通信制の課程に置く学科の設置の認可については、上記のほか、私立学校法第45条第1項に基づく学校法人の寄附行為の変更（学校、課程、学科、部を設置する場合）の認可に係る審査基準を準用して審査する。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成23年4月1日 設定</p> <p>平成29年3月31日 一部改正</p> <p>令和2年7月20日 一部改正</p> <p>令和4年7月1日 一部改正</p>